

特定非営利活動法人ジェイリード 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジェイリードという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市名東区明が丘 115 番地 サクシード IF2 階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある方々が就労を通じて社会参加の機会を得ると同時に、地域社会の中で安心して自分らしく暮らせる環境の整備に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (9) 障害福祉、精神保健福祉に関わる啓発事業
- (10) 前各号に付帯する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

(3) 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から4日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 平沼 壮次朗

副理事長 加藤 孝俊

副理事長 星山 聖子

監事 宮地 江里

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年11月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 ・ 入会金 5,000円

(2) 賛助会員

- ・年会費 一口5,000円
- ・入会金 3,000円
- ・年会費 個人一口3,000円 団体一口5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 ジェイリード

| 役名 | フリガナ 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----|---------------------|--------|-------|
| 理事 | ヒラヌマソウジロウ 平沼 壮次朗 | | 有 |
| 理事 | カトウ タカトシ 加藤 孝俊 | | 無 |
| 理事 | ホシヤマセイコ 星山 聖子 | | 無 |
| 監事 | ミヤチ エリ 宮地 江里 | | 無 |

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

この法人は、障がいのある方々が地域で安心して暮らし、自分らしく働くことができるよう、就労支援・生活支援・相談支援等の事業を地域と協力しながら総合的に推進することを目的とする。

具体的には、就労機会の創出、日常生活に関する相談・援助、地域住民やボランティアとの協働体制の整備など、地域福祉の向上に資する活動を行う。

これらの活動を持続的かつ公益的に実施するためには、企業形態では限界があり、地域・行政・関係団体と対等に連携し、公益性を明確に示すことのできる法人格が必要であると判断した。そのため、地域に開かれた非営利組織として、NPO 法人を設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、株式会社として就労継続支援 A 型事業所および障がい者グループホームを運営し、障がいのある方々が自立した生活を送れるよう、就労の場の提供、生活支援、相談対応などに取り組んでまいりました。

日々の支援を通じて、利用者本人、家族、地域住民、ボランティア、関係機関とのつながりが広がり、地域全体で支え合う仕組みの必要性を強く感じるようになりました。また、企業としての活動では、地域ボランティアの受け入れ、地域イベントへの参画、行政・関係機関との連携事業など、公益性の高い取り組みを柔軟に進める際に制約があることも明らかになってきました。

- これまで実施してきた具体的な活動としては、
- ・就労継続支援 A 型事業所における就労機会の提供と職業訓練
 - ・障がい者グループホームにおける生活支援、相談支援
 - ・地域住民やボランティアと協働した清掃活動・交流会
 - ・福祉機関・学校・行政との連携による支援調整
- などが挙げられる。

これらの経験から、地域に根ざした支援ネットワークをより広げ、公益的な活動を安定的に展開していくためには、非営利で中立性のある NPO 法人として運営することが最も適していると判断し、申請に至ったものである。

令和 7 年 10 月 15 日

特定非営利活動法人ジェイリード
設立代表者
氏 名 平沼壮次朗

特定非営利活動法人ジェイリード
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・初年度は法人運営の基盤整備を最優先とする。
地域ニーズの高い相談支援事業を中心に、確実な事業実施を行う。
- ・障害福祉サービス事業等については、次年度以降の実施に向けた準備活動（連携構築・人材確保・運営体制検討）を行う。
- ・ホームページおよびSNSを活用し、法人活動の周知体制を整備する。・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

| 事業名 (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数 | (D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数 | 事業費の 予算額 (単位：円) |
|--|---|--|--|-----------------------|
| (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設や病院から地域生活へ移行する障害者を対象に、住居、福祉サービス、医療等に関する専門的な相談支援を行う。 ・関係機関と連携し、地域で安定した生活を継続できるよう支援を行う。 | (A) 令和8年7月1日～令和8年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名 | (D) 県内・市内における入所施設及び精神病院等に入院者している障害者 (E) 20人 | 1,080,000 |
| (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成および、モニタリング等の継続的な相談支援を行う。 | (A) 令和8年7月1日～令和8年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名 | (D) 県内・市内における障害者 (E) 60人 | 1,800,000 |

| | | | | |
|--|--|---|-----------------------------------|---------|
| (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援サービス利用に係る計画作成および、必要に応じた見守り支援を行う。 ・本事業年度においては、体制および実績を踏まえ、限定的に実施する。 | <p>(A) 令和8年7月1日～令和8年1月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 1名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害児 (E) 20人</p> | 720,000 |
| (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活のサポート（介護）と、自立や仕事に向けた練習（訓練）を提供するサービス事業所の運営を行う。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業年度は、実施予定なし | | 0 |
| (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所及び移動支援事業所の運営を行う。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業年度は、実施予定なし。 | | 0 |
| (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の運営を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業年度は、実施予定なし。 | | 0 |
| (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所及び訪問看護事業所及び訪問リハビリテーション事業所の運営を行う。本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業年度は、実施予定なし。 | | 0 |

| | | | | |
|--------------------------------|---|------------------------|--|----------|
| <p>(8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> | <p>・介護予防訪問看護事業所及び介護予防訪問リハビリ及び介護予防通所リハビリ事業所の運営を行う。 本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を充足させる。</p> | <p>・本事業年度は、実施予定なし。</p> | | <p>0</p> |
| <p>(9) 障害福祉、精神保健福祉に関わる啓発事業</p> | <p>・地域での障害者支援に関する交流会や勉強会の開催。</p> | <p>・本事業年度は、実施予定なし。</p> | | <p>0</p> |
| <p>(10) 前各号に付帯する一切の事業</p> | <p>・社会福祉に寄与するイベントの開催。</p> | <p>・本事業年度は、実施予定なし。</p> | | <p>0</p> |

特定非営利活動法人ジェイリード
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・相談支援事業を安定的に継続・充実させる。
- ・初年度の準備状況を踏まえ、障害福祉サービス事業等の段階的な実施を検討する。
- ・地域ニーズに応じた事業展開を図る。
- ・情報発信を継続し、地域との連携および信頼関係の構築に努める。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

| 事業名 (定款に記載 した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数 | (D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数 | 事業費の 予算額 (単位：円) |
|--|---|---|--|-----------------------|
| (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 | ・施設や病院から地域生活へ移行する障害者を対象に、住居、福祉サービス、医療等に関する専門的な相談支援を行う。 ・関係機関と連携し、地域で安定した生活を継続できるよう支援を行う。 | (A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名 | (D) 県内・市内における入所施設及び精神病院等に入院者している障害者 (E) 20人 | 1,100,000 |
| (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 | ・障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成および、モニタリング等の継続的な相談支援を行う。 | (A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名 | (D) 県内・市内における障害者 (E) 60人 | 1,600,000 |

| | | | | |
|--|--|--|----------------------------------|---------|
| (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援サービス利用に係る計画作成および、必要に応じた見守り支援を行う。 | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 1名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害児 (E) 20人</p> | 600,000 |
| (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活のサポート（介護）と、自立や仕事に向けた練習（訓練）を提供するサービス事業所の運営を行う。 ・本事業年度は、段階的な事業実施を想定し、体制整備と一部実施を行う。 | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 4名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害者 (E) 30人</p> | 300,000 |
| (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所及び移動支援事業所の運営を行う。本事業年度は、段階的な事業実施を想定し、体制整備と一部実施を行う。 | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害者 (E) 30人</p> | 200,000 |
| (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の運営を行う。本事業年度は、段階的な事業実施を想定し、体制整備と一部実施を行う。 | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害者 (E) 30人</p> | 250,000 |
| (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所及び訪問看護事業所及び訪問リハビリテーション事業所の運営を行う。本事業年度は、段階的な事業実施を想定し、体制整備と一部実施を行う。 | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害者 (E) 20人</p> | 75,000 |

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|----------------|
| <p>(8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> | <p>・介護予防訪問看護事業所及び介護予防訪問リハビリ及び介護予防通所リハビリ事業所の運営を行う。本事業年度においては、本格実施に向けた準備および一部試行的実施を行う。</p> | <p>(A) 令和8年12月1日～令和9年11月30日 (B) 名古屋市名東区 (C) 1名</p> | <p>(D) 県内・市内の障害者 (E) 20人</p> | <p>75,000</p> |
| <p>(9) 障害福祉、精神保健福祉に関わる啓発事業</p> | <p>・地域での障害者支援に関する交流会及び勉強会の開催。</p> | <p>(A) 令和9年4月中旬 (B) 名古屋市名東区 (C) 2名</p> | <p>(D) 障害福祉関係者及び活動に関心のある市民 (E) 30人</p> | <p>200,000</p> |
| <p>(10) 前各号に付帯する一切の事業</p> | <p>・社会福祉に寄与するイベントの開催。地域住民と共同での田植え稲刈り体験会の実施等。</p> | <p>(A) 令和9年5月中旬、10月中旬 (B) 名古屋市名東区井高緑地 (C) 5名</p> | <p>(D) 県内・市内の福祉活動に関心のある市民及びの障害者等 (E) 20人</p> | <p>100,000</p> |

活動予算書

法人成立の日から 令和8年11月30日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---|-----------|------------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取入会金 | 100,000 | |
| 賛助会員受取入会金 | 90,000 | |
| 正会員受取会費 | 100,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 110,000 | 400,000 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 0 | 0 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取助成金(相談支援事業補助金) | 2,500,000 | 2,500,000 |
| 4. 事業収益 | | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 | 1,100,000 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 | 500,000 | |
| ・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | 150,000 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 0 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 | 0 | |
| ・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 0 | |
| ・介護保険法に基づく居宅サービス事業 | 0 | |
| ・介護保険法に基づく介護予防サービス事業 | 0 | |
| ・障害福祉、精神保健福祉に関わる啓発事業 | 0 | |
| ・前各号に付帯する一切の事業 | 0 | |
| | | 1,750,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | | 4,650,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給料手当 | 2,700,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 2,700,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 消耗品費 | 200,000 | |
| 水道光熱費 | 150,000 | |
| 保険代 | 50,000 | |
| 旅費交通費 | 100,000 | |
| 通信運搬費 | 100,000 | |
| 諸謝金 | 200,000 | |
| 雑費 | 100,000 | |
| その他経費計 | 900,000 | |
| 事業費計 | | 3,600,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 300,000 | |
| 人件費計 | 300,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 賃借料 | 600,000 | |
| 保険料 | 50,000 | |
| 租税公課 | 50,000 | |
| 雑費 | 0 | |
| その他経費計 | 700,000 | |
| 管理費計 | | 1,000,000 |
| 経常費用計 | | 4,600,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 50,000 |
| 設立時正味財産額 | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | 50,000 |

活動予算書

令和8年12月1日 から 令和9年11月30日 まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---|-----------|-----------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取入会金 | 25,000 | |
| 賛助会員受取入会金 | 45,000 | |
| 正会員受取会費 | 125,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 165,000 | 360,000 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 0 | 0 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取助成金(相談支援事業補助金) | 2,500,000 | 2,500,000 |
| 4. 事業収益 | | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 | 1,900,000 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 | 940,000 | |
| ・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | 500,000 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 0 | |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 | 0 | |
| ・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 0 | |
| ・介護保険法に基づく居宅サービス事業 | 0 | |
| ・介護保険法に基づく介護予防サービス事業 | 0 | |
| ・障害福祉、精神保健福祉に関わる啓発事業 | 0 | |
| ・前各号に付帯する一切の事業 | 0 | |
| | | 3,340,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | | 6,200,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1)人件費 | | |
| 給料手当 | 3,300,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 3,300,000 | |
| (2)その他経費 | | |
| 消耗品費 | 300,000 | |
| 水道光熱費 | 150,000 | |
| 保険代 | 50,000 | |
| 旅費交通費 | 150,000 | |
| 通信運搬費 | 150,000 | |
| 諸謝金 | 250,000 | |
| 雑費 | 150,000 | |
| その他経費計 | 1,200,000 | |
| 事業費計 | | 4,500,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1)人件費 | | |
| 役員報酬 | 200,000 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 400,000 | |
| 人件費計 | 600,000 | |
| (2)その他経費 | | |
| 賃借料 | 700,000 | |
| 保険料 | 50,000 | |
| 租税公課 | 50,000 | |
| 雑費 | 0 | |
| その他経費計 | 800,000 | |
| 管理費計 | | 1,400,000 |
| 経常費用計 | | 5,900,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 300,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 50,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | 350,000 |